

# 石川県公報

令和 3 年 3 月 31 日 (水曜日)

号 外

(第 22 号)

## 目 次

<b>教育委員会</b>		○申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等の廃止	4
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	1		
○行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則	1		

## 教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項第四号の表石川県教員総合研修センターの項中

総務・広報課 リーダー養成研修課 自主研修サポート課 基本研修課 教育相談課 いしかわ師範塾	を	総務・広報課 リーダー養成研修課 自主研修サポート課 基本研修課 GIGAスクールサポート課 教育相談課 いしかわ師範塾	に改める。
---	---	--	-------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第二号

行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(石川県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第一条 石川県教育委員会聴聞規則(平成六年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第一号中「罫」を「罫」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号から別記様式第五号までの規定中「罫」を「罫」に改め、「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八号中「罫」を「罫」に改め、「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正)

第二条 石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第三号備考以外の部分中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第五号中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第十号備考以外の部分中「㊦」を削り、

ふりがな		年 月 日生	性別	
氏 名				

を

ふりがな		年 月 日生
氏 名		

に改め、同様式備考を

削る。

様式第十一号中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第十二号中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第十三号備考以外の部分中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第十四号中「選」を「森」に、「甲 講 者」を削り、「㊦」を

「甲 講 者」に改め、同様式備考を削る。

様式第十五号備考以外の部分中「選」を「森」に改め、「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正)

第三条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年石川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考以外の部分中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第二号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

様式第三号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

様式第四号備考以外の部分中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第五号備考以外の部分中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第六号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

様式第七号中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第四条 学校教育法施行細則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式中「㊦」を削る。

(石川県立高等学校規則の一部改正)

第五条 石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

第四号様式中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

(石川県技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第六条 石川県技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「選」を「森」に改め、「㊦」を削る。

(石川県立中学校規則の一部改正)

第七条 石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

(石川県立生涯学習センター管理規則の一部改正)

第八条 石川県立生涯学習センター管理規則(昭和四十一年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立白山青年の家管理規則の一部改正)

第九条 石川県立白山青年の家管理規則(昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立少年自然の家管理規則の一部改正)

第十条 石川県立少年自然の家管理規則(昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立自然史資料館管理規則の一部改正)

第十一条 石川県立自然史資料館管理規則(平成十八年石川県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第十二条 石川県文化財保護条例施行規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第九号様式まで、別記第十一号様式及び別記第十二号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記第十三号様式中

「別記第13号様式(第20条関係)

年 月 日 を

保持者 住 所

氏 名

㊦

「別記第13号様式(第20条関係)

年 月 日

石川県教育委員会 様

に改める。

保持者 住 所

氏 名

」

別記第十四号様式から別記第十六号様式までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記第十七号様式から別記第十九号様式までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削り、

「4 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合には、押印を省略することができる。」

を

(添付書類)

「

に改める。

(添付書類)

別記第二十号様式中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削り、「発見者の場所」を「発見の場所」に、

「1 発見者及び発見された土地の所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

2 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合には、押印を省略することができる。」

を

「 発見者及び発見された土地の所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。」

に改める。」

(石川県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第十三条 石川県埋蔵文化財センター管理規則(平成十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県立輪島漆芸技術研修所受講規程の一部改正)

第十四条 石川県立輪島漆芸技術研修所受講規程(昭和四十七年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「罍」を「罍」に改め、「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の廃止)

2 申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則(平成十一年石川県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### 石川県教育委員会告示第6号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等(平成11年石川県教育委員会告示第10号)は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会